第15回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年11月25日（水曜日）
午前11時　受付開始 午前10時30分

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４階
渋谷ソラスタコンファレンス

議　　案

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

株式会社ココナラ

証券コード：4176

coconala

証券コード　4176
（発送日）2026年11月10日
（電子提供措置の開始日）2026年11月2日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスタワー6F
株式会社ココナラ
代表取締役社長　鈴木　歩

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
　https://coconala.co.jp/ir/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
　https://d.sokai.jp/4176/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ココナラ」又は「コード」に当社証券コード「4176」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月24日（火曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
　インターネット等による議決権の行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]
　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　　2026年11月25日（水曜日）午前11時（午前10時30分受付開始）
2．場　　所　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４階
　　渋谷ソラスタコンファレンス

3．目的事項

報告事項

1. 第15期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

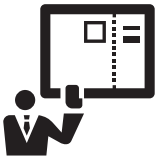
（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（3）インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

5．その他の事項

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以　上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月25日（水曜日）
午前11時（受付開始:午前10時30分）



インターネット等で
議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後７時　入力完了分まで



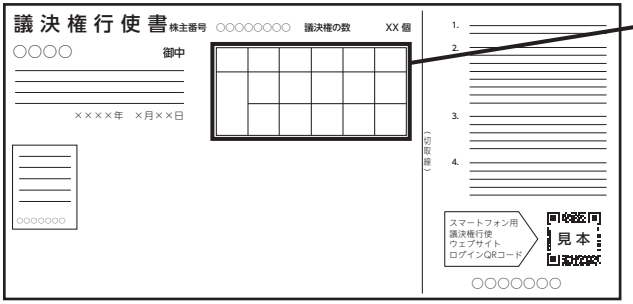
書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年11月24日（火曜日）
午後７時　到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第３、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

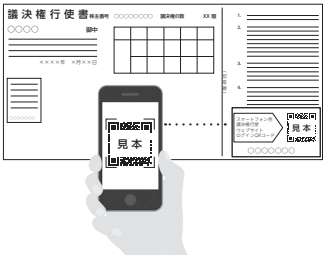
・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ。**

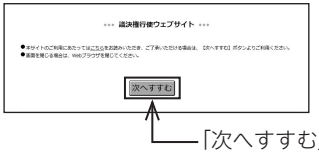
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

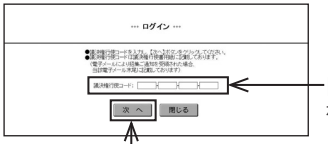
議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

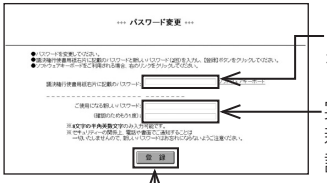
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

（１） 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループにおきましては、「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」をビジョンに掲げ、EC型のサービスマーケットプレイスである「ココナラスキルマーケット」の他、エージェント型サービスである「ココナラテック」や「ココナラアシスト」等を展開しております。当社グループは日常的に行われているあらゆる取引のマッチングを行う唯一無二のサービスプラットフォームとなることを目指しております。

当社グループがターゲットとする個人・企業間サービスにおいては、潜在市場規模は約37兆円と非常に大きい一方、オンラインで取引される比率は１％程度と推定されています（情報通信総合研究所による推定値）。オンラインでのサービス取引は、人生100年時代の到来や働き方改革でライフスタイルが従来とは大きく変化する中、社会的にも重要性の高い市場と考えております。また、生成AIやAIエージェントの普及により、個人・企業がサービスを探し、発注する手段も変化しつつあり、当社グループはこれを新たな取引機会につながる変化と捉えております。

当連結会計年度は、「ココナラスキルマーケット」において生成AI対応のスキルを持った方々がより活躍できる領域の開拓を目的にカテゴリのリニューアルを行った他、役務提供プラットフォームとして日本初となるChatGPTアプリ「ココナラ for ChatGPT」の提供及びAnthropic社の「Claude」への対応を開始するなど、AIを起点とした新たな取引機会の創出を進めました。また、「エージェント」においては、SES（システムエンジニアリングサービス）事業を展開する株式会社フレームキャリアを2026年３月２日付で子会社化し、事業規模を拡大しました。加えて、顧客・社内の両面でAIの活用を推進し、サービス提供の効率化と生産性の向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の流通総額は16,806,196千円（前期比2.5％減）、売上高は10,316,614千円（前期比9.6％増）、営業利益は492,704千円（前期比92.4％増）、経常利益は502,200千円（前期比121.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は380,465千円（前期比24.0％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

1．マーケットプレイス

「マーケットプレイス」においては、「ココナラスキルマーケット」、「ココナラ募集」及び「ココナラ法律相談」が着実に成長しました。「ココナラスキルマーケット」では、購入者の利便性向上と更なる出品の拡大を図るため、サービスカテゴリのリニューアルを実施しました。また、2026年６月には「ココナラ for ChatGPT」及び発注内容の整理を支援する「発注AIアシスタント」の提供を開始し、2026年８月には「Claude」への対応を開始するなど、生成AIを通じた新たな集客・発注導線の整備を進めました。

この結果、売上高は5,666,144千円（前期比1.0％減）、セグメント利益は392,267千円（前期比29.4％減）となりました。

2．エージェント

「エージェント」においては、「ココナラアシスト」が成長を続けている他、株式会社ココナラテックにおいても営業効率が改善し、売上が拡大しました。また、2026年３月にSES事業を展開する株式会社フレームキャリアを子会社化しており、いずれの事業においてもAIを用いて業務プロセスを改善し、生産性の向上に努めております。

この結果、売上高は4,650,470千円（前期比26.0％増）、セグメント利益は100,436千円（前期は278,923千円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2026年３月２日付で、株式会社フレームキャリアの発行済株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

（2） 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2023年８月期)	第 13 期 (2024年８月期)	第 14 期 (2025年８月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高(千円)	4,679,023	6,588,712	9,410,783	10,316,614
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△168,277	225,671	227,276	502,200
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△75,899	243,716	306,904	380,465
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△3.20	10.21	13.07	16.95
総資産(千円)	5,232,914	8,254,770	6,325,234	6,822,672
純資産(千円)	3,125,963	3,786,085	2,417,262	2,812,698
１株当たり純資産(円)	81.65	92.20	89.10	104.09

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2023年８月期)	第 13 期 (2024年８月期)	第 14 期 (2025年８月期)	第 15 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高(千円)	4,555,534	5,291,776	5,984,584	6,523,921
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△72,343	469,382	400,048	562,750
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△73,983	292,790	431,044	461,036
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) (円)	△3.12	12.27	18.36	20.54
総資産(千円)	4,068,475	6,150,738	5,868,022	6,431,529
純資産(千円)	2,058,724	2,496,420	2,587,846	3,063,518
１株当たり純資産(円)	81.72	94.33	96.85	115.49

（3） 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社みずほココナラ	15,000千円	51.0%	法人向けスキル・人材マッチングプラットフォームの運営・開発等
株式会社ココナラテック	65,675千円	100.0%	フリーランスエンジニアのマッチングプラットフォームの運営
株式会社フレームキャリア	5,000千円	100.0%	SES事業

（注） 1．2026年３月２日に株式会社フレームキャリアの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2．当事業年度の末日において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

（4） 対処すべき課題

① 出品サービス数の増加に対する検索及び購入の容易さの継続的向上

「ココナラスキルマーケット」は多様なニーズに対応する出品を揃えることで、仕事や相談の窓口となる存在を目指しております。2026年８月末現在、出品サービス数は約114万件と、多様なニーズに対応するサービス数となっていますが、購入者が欲しいサービスをスムーズに発見できるようにし、また、サービスを検索後に購入完了まで容易にたどりつく必要があると認識しております。

かかる課題に対処するため、当社グループでは出品サービスが適切なカテゴリで出品されることを担保するために、適宜カテゴリを見直し、追加、修正を行っております。当連結会計年度においては、生成AI対応のスキルを持った方々がより活躍できる領域の開拓を目的に、サービスカテゴリのリニューアルを実施しました。この際、ユーザーの利便性や利用頻度向上などの観点から、特定のカテゴリを異なるサービスとして独立して運営することも候補に検討を行っております。また、サービス選択後、購入者が普段から利用する決済手段がないことで、購入完了までたどりつけないことがないように、多様な決済手段を導入しており、クレジットカード決済、キャリア決済及び銀行振込等が利用可能となっております。

② 新規ユーザー獲得のための認知度の向上

当社グループのビジョンである「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」の実現に向けて、幅広い利用者が利用できる多種多様なサービスを取り扱うマーケットプレイスとして認知されるためには、購入者、出品者ともに登録数の増加が必要と認識しております。

これらを促進するためには、安心・安全に利用できる取引環境の提供に加えて、ユーザーニーズに応じた出品サービスの獲得に注力すると共に、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーのリテンション強化のためのマーケティング活動を継続的に推進してまいります。

当社グループにおいては、主に、高い認知度によるオーガニックなユーザー流入、及び、オンライン広告によってユーザーを獲得しております。なお、過去においては複数回にわたりTVCMを放映してまいりましたが、今後のTVCMについては、費用対効果等を考慮し、慎重に検討した上で、実施する方針であります。

③ 新規事業の立ち上げ

ユーザーの幅広いニーズに対応するため、当社グループはサービスラインナップを広げる方針です。

マーケットプレイスセグメントにおいては、2026年６月に、役務提供プラットフォームとして日本初となるChatGPTアプリ「ココナラ for ChatGPT」及び発注内容の整理を支援する「発注AIアシスタント」の提供を開始し、2026年８月にはAnthropic社の「Claude」

への対応を開始するなど、生成AIを通じた新たな集客・発注導線の整備を進めております。
エージェントセグメントにおいては、2026年３月に、SES（システムエンジニアリングサービス）事業を展開する株式会社フレームキャリアの株式を取得し子会社化した他、2026年５月にはセールスパートナー制度を本格始動し、販売チャネルの拡充を図りました。
これらの対応を通じて、ココナラ経済圏を拡大し、当社グループサービスの利用を推進していきます。
なお、今後の新規事業の立ち上げにあたっては、事業開発（自社オーガニックでの立ち上げ）を原則としつつも、投資効率を比べながらM&Aも積極的に行っていく方針です。

④　安心・安全なサービス体制の強化
当社グループの営む「ココナラスキルマーケット」等のサービスは、取引が出品者及び購入者であるユーザー間で行われるため、サービスを提供する出品者の信頼性の確認が容易ではなく、トラブル対応等に不安があることを理由に、当社グループが運営するサービスの利用を控えるといったことが起こりうると考えております。
当社グループでは、当社グループが運営するサービスが安心・安全に取引を行える場所であり続けることを重要な課題として認識しており、カスタマーサクセスのスタッフが中心となり、安心・安全なサービス購入体験を担保するため、利用規約、ご利用ガイドの見直し、サービスやメッセージの監視や出品者の本人確認などを行っております。また、出品サービスの健全性を保つために、専任のスタッフを配置しております。専任スタッフは週次で定例ミーティングを実施し、出品サービスの理解を深めるとともに、新たな論点などを議論しております。このような取り組みに関して、2017年11月には一般社団法人シェアリングエコノミー協会が定めるシェアリングエコノミー認証制度を取得いたしました。当該認証制度は、シェアリングエコノミーに基づくサービスが、内閣官房ＩＴ総合戦略室（現デジタル庁）がモデルガイドラインとして策定した「遵守すべき事項」に基づいており、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が認定した自主ルールに適合していることを証明する制度です。今後も利用者が安心・安全に当社グループが運営するサービスを利用できるように継続的な取り組みを行ってまいります。

⑤　情報管理体制の強化
当社グループが運営するサービスでは、利用者の個人情報を取り扱っており、強固な情報管理体制の確保が重要であると認識しております。
情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理マニュアルを制定し、また、情報システムにおける管理体制強化を目的として情報システム開発・運用管理規程及び情報システム開発・運用管理マニュアルを制定し、運用をしておりますが、今後も情報管理体制を重要な課題として

認識し、情報管理体制を強化するべくサイバーセキュリティに関する各種施策を推進してまいります。

⑥　システムの安定稼動

当社グループが運営する「ココナラスキルマーケット」等のサービスは、インターネットを通じたサービスであり、システムの安定稼動が不可欠であります。

かかる課題に対処するために、登録者数の増加によるデータ量の増加に対応するためのシステム投資をはじめ、リアルタイムでの各種KPIモニタリングと対応ガイドラインによるサイトアクセスやデータ量増加への初動の強化など運用監視体制の強化を引き続き行ってまいります。

⑦　経営管理、内部管理、及びコンプライアンス体制の強化

継続的な事業拡大に向けて、経営管理、内部管理体制及びコンプライアンスの強化が不可欠であります。経営管理では会議体の運営を通じて、KPIのモニタリングを適切に実施していきます。内部管理及びコンプライアンスでは、社員に対する継続的な研修及び啓蒙活動を行うことで、内部管理体制の強化を図り、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

⑧ AIを活用した業務効率化・サービス競争力の強化

生成AI等のAI技術の急速な進歩及び普及により、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しており、AIを効果的に活用できるか否かが、業務の生産性及びサービスの競争力を左右する重要な要素になっていると認識しております。

かかる課題に対処するため、当社グループでは、社内業務へのAIの導入を全社的に推進し、業務プロセスの効率化と生産性の向上を図っております。エージェント事業においても、AIを用いて営業・マッチング等の業務プロセスを改善し、生産性の向上に努めております。また、サービス面においては、「ココナラ for ChatGPT」及び「発注AIアシスタント」の提供や、Anthropic社の「Claude」への対応等を通じて、AIを起点とした新たな取引機会の創出を進めております。今後も、AIの特性に起因するリスクへの対応を図りながら、これまで蓄積してきた取引データ等のアセットとAIを組み合わせることで、当社グループならではのサービス競争力の強化に取り組んでまいります。

（5） 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事　　業	サ　ー　ビ　ス　内　容
マーケットプレイス	個人の知識・スキル・経験に基づくサービスを売買するスキルのマーケットプレイス「ココナラスキルマーケット」等の運営 一人ひとりにあった弁護士が見つかる検索メディア「ココナラ法律相談」の運営
エージェント	ITフリーランスと企業の業務委託案件をつなぐ「ココナラテック」の運営 優秀なアシスタントがビジネスをサポートする月額制サービス「ココナラアシスト」の運営 トップクリエイターと企業のマッチングを創出する「ココナラプロ」の運営 ハイレベル人材を活用して企業の経営課題を解決する「ココナラコンサル」の運営

（6） 主要な事業所（2026年８月31日現在）

①当社

名称	所在地
本　　社	東京都渋谷区桜丘町20番１号

②子会社

名称	所在地
株式会社みずほココナラ	東京都渋谷区桜丘町20番１号
株式会社ココナラテック	東京都渋谷区恵比寿４丁目20番３号
株式会社フレームキャリア	東京都渋谷区渋谷2-19-15 宮益坂ビルディング609

（注）株式会社フレームキャリアは、2026年3月2日付で同社株式を取得したことにより、当連結会計年度より当社の子会社となりました。

（7） 従業員の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数
マーケットプレイス	174名
エージェント	129名
合計	303名

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。また、使用人数が前連結会計年度末と比べて37名増加しましたのは、2026年３月２日付で株式会社フレームキャリアを連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	9名	34.5歳	3.0年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

（8） 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,105,120千円
株式会社みずほ銀行	53,352千円
株式会社りそな銀行	10,016千円

（9） その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

（１）発行可能株式総数　71,268,000株

（２）発行済株式の総数　24,076,900株

（３）株主数　11,405名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
note株式会社	2,190,000株	9.77%
BBH（LUX） FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND - PACIFIC POOL	1,153,500	5.14
新明　智	1,054,000	4.70
鈴木　歩	533,763	2.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	505,400	2.25
日本生命保険相互会社	497,800	2.22
林口　悟	470,000	2.10
株式会社SBI証券	447,356	2.00
楽天証券株式会社	443,600	1.98
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	418,900	1.87

（注）１.当社は、自己株式1,654,390株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は前期末に比べ29,600株増加しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役１名に対して、譲渡制限付株式報酬としての普通株式105,263株を交付しました。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、該当する事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴　木　　歩	マーケットプレイス事業本部、エージェント企画統括部、アセット＆ＡＩ本部、内部監査室	株式会社みずほココナラ 代表取締役社長 株式会社ココナラテック 代表取締役
取　締　役	小 池　政 秀	－	gratch scaling株式会社 代表取締役 BusenaProduct株式会社 代表取締役 ヘルスケアマーケティング＆テクノロジー株式会社 代表取締役 株式会社よりそう　社外取締役
取　締　役 （監査等委員）	矢 冨　健 太 朗	－	南富士有限責任監査法人 パートナー 株式会社Carry On 監査役 株式会社みずほココナラ 監査役 アポロアドバイザリー合同会社 代表社員
取　締　役 （監査等委員）	肥 後　結 花	－	インクルージョン・ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社フライヤー 社外取締役 大阪大学大学院国際公共政策研究科 ESGインテグレーション研究教育センター 招聘准教授 日本ベンチャーキャピタル協会 理事
取　締　役 （監査等委員）	今 村　健 一	－	株式会社ispace Chief People Officer

（注）１．取締役小池政秀氏、取締役（監査等委員）矢冨健太朗氏、取締役（監査等委員）肥後結花氏及び取締役（監査等委員）今村健一氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）矢冨健太朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、矢冨健太朗氏を監

査等委員会の議長として選定しております。
4．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。保険料は全額会社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年８月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものと判断しております。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式）とする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3．非金銭報酬等の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、毎事業年度の業績等を踏まえて、2022年11月29日付定時株主総会及び2025年11月26日付定時株主総会に基づき、基本報酬と別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき、普通株式の総数は年400千株以内で、年額100,000千円以内で支給することとし、各事業年度末から定時株主総会の開催後２ヶ月以内を目安とする時期に開催される取締役会において、その支給を検討・決定する。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の継続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように決定する。なお、当社は、業績連動報酬等を支給しない。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の指名報酬委員会において報酬議案の策定又は諮問を行った後、取締役会決議においてその決定を行う方針とする。

任意の指名報酬委員会については、その構成員の過半数を独立社外取締役とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 （監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	67,458千円 (3,899)	53,899千円 (3,899)	13,558千円 (－)	2名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,449千円 (12,449)	12,449千円 (12,449)	－ (－)	3名 (3)
合計 （うち社外役員）	79,908千円 (16,349)	66,349千円 (16,349)	13,558千円 (－)	5名 (4)

（注）1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2025年11月26日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内（社外取締役分は、年額10,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結後の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、2名（うち社外取締役は1名）です。

2．取締役（監査等委員）の報酬総額は、2022年11月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結後の対象となる取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。

3．当該金銭報酬とは別枠で、2022年11月29日開催の定時株主総会及び2025年11月26日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、普通株式の総数は年400千株以内とし、報酬総額は年額100,000千円以内とする譲渡制限付株式を報酬等として支給することについて決議しております。なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。当該定時株主総会終結後の対象となる対象取締役の員数は、1名です。

4．非金銭報酬等は、2022年11月29日開催の取締役会の決議、2023年11月29日開催の取締役会の決議、2024年11月27日開催の取締役会の決議及び2025年11月26日開催の取締役会に基づき、取締役1名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用を記載しています。なお、非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小池　政秀	当該事業年度に開催された取締役会33回のすべてに出席いたしました。社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	矢冨　健太朗	当該事業年度に開催された取締役会33回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて公認会計士として財務及び会計の専門家としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士の専門的見地から適宜意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	肥後　結花	当該事業年度に開催された取締役会33回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて会社経営者としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者の経験を踏まえ、適宜意見を述べております。

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 (監査等委員)	今　村　　健　一	当該事業年度に開催された取締役会33回のすべてに出席いたしました。また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて人事・経営企画分野における専門性を生かした見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、人事・経営企画分野における専門的な経験を踏まえ、適宜意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,600千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は再任しないことを内容とする議案を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,639,193**	**流動負債**	**2,927,370**
現金及び預金	3,399,586	買掛金	309,661
売掛金	944,601	未払金	585,989
前払費用	132,902	未払費用	39,937
その他	162,102	未払法人税等	103,176
固定資産	**2,182,399**	前受金	674,915
有形固定資産	**150,151**	預り金	790,860
建物	261,794	1年内返済予定の長期借入金	247,220
工具、器具及び備品	104,046	1年内償還予定の社債	20,000
建設仮勘定	24,750	賞与引当金	34,092
減価償却累計額	△240,439	ポイント引当金	1,982
無形固定資産	**1,297,897**	クーポン引当金	8,932
ソフトウェア	23,305	その他	110,602
のれん	1,018,228	**固定負債**	**1,082,604**
顧客関連資産	256,364	社債	40,000
投資その他の資産	**734,350**	長期借入金	923,768
投資有価証券	50,072	繰延税金負債	81,753
長期前払費用	17,564	資産除去債務	37,082
差入保証金	480,347	**負　債　合　計**	**4,009,974**
繰延税金資産	138,187	(純資産の部)	
その他	48,178	**株主資本**	**2,334,001**
繰延資産	**1,079**	資本金	1,258,268
社債発行費	1,079	資本剰余金	1,021,060
		利益剰余金	635,789
		自己株式	△581,116
		新株予約権	**473,908**
		非支配株主持分	**4,787**
		純　資　産　合　計	**2,812,698**
資　産　合　計	**6,822,672**	**負　債　純　資　産　合　計**	**6,822,672**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年9月1日から
2026年8月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		**10,316,614**
売上原価		**3,849,405**
売上総利益		**6,467,208**
販売費及び一般管理費		**5,974,504**
営業利益		**492,704**
営業外収益		
受取利息	7,345	
受取還付金	2,331	
受取損害賠償金	3,758	
債務勘定整理益	4,253	
消費税等差額	9,173	
その他	6,022	32,884
営業外費用		
支払利息	18,666	
その他	4,720	23,387
経常利益		**502,200**
税金等調整前当期純利益		**502,200**
法人税、住民税及び事業税	137,017	
法人税等調整額	△15,617	**121,399**
当期純利益		**380,801**
非支配株主に帰属する当期純利益		335
親会社株主に帰属する当期純利益		**380,465**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,906,740**	**流動負債**	**2,478,603**
現金及び預金	3,090,468	買掛金	53,527
売掛金	483,654	１年以内返済予定の長期借入金	215,712
前払費用	127,333	未払金	529,695
その他	205,283	未払費用	26,339
固定資産	**2,524,788**	未払法人税等	71,772
有形固定資産	**115,290**	前受金	673,395
建物	171,472	預り金	788,146
工具、器具及び備品	72,737	賞与引当金	21,300
建設仮勘定	24,750	ポイント引当金	1,982
減価償却累計額	△153,669	クーポン引当金	8,932
無形固定資産	**147,496**	その他	87,798
ソフトウェア	21,951	**固定負債**	**889,408**
のれん	104,644	長期借入金	889,408
顧客関連資産	20,900	**負 債 合 計**	**3,368,011**
投資その他の資産	**2,262,001**	(純資産の部)	
投資有価証券	50,072	**株主資本**	**2,589,609**
関係会社株式	1,557,686	**資本金**	**1,258,268**
長期前払費用	17,564	**資本剰余金**	**1,020,376**
差入保証金	480,297	資本準備金	13,311
繰延税金資産	108,201	その他資本剰余金	1,007,065
その他	48,178	**利益剰余金**	**892,081**
		その他利益剰余金	892,081
		繰越利益剰余金	892,081
		自己株式	**△581,116**
		新株予約権	**473,908**
		純 資 産 合 計	**3,063,518**
資 産 合 計	**6,431,529**	**負 債 純 資 産 合 計**	**6,431,529**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額	
売上高			**6,523,921**
売上原価			**765,485**
売上総利益			**5,758,435**
販売費及び一般管理費			**5,227,721**
営業利益			**530,713**
営業外収益			
受取利息		6,859	
受取還付金		2,144	
受取損害賠償金		3,758	
受取ロイヤリティ		27,123	
経営指導料		4,290	
その他		6,670	50,845
営業外費用			
支払利息		16,587	
支払手数料		269	
為替差損		335	
その他		1,616	18,809
経常利益			**562,750**
税引前当期純利益			**562,750**
法人税、住民税及び事業税		95,943	
法人税等調整額		5,769	101,713
当期純利益			**461,036**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社ココナラ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　枝　和　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　川　譲　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ココナラの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココナラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社ココナラ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　枝　和　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　川　譲　二

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココナラの2025年９月１日から2026年８月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月30日

株式会社ココナラ　監査等委員会

監査等委員　矢冨健太朗 ㊞

監査等委員　肥後結花 ㊞

監査等委員　今村健一 ㊞

（注）監査等委員矢冨健太朗、肥後結花、今村健一は会社法第２条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため１名増員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地位	担　当	
1	鈴木（すずき）　歩（あゆむ）	代表取締役社長	マーケットプレイスカンパニー	再任
2	小池（こいけ）　政秀（まさひで）	取締役	－	再任　社外　独立
3	齋藤（さいとう）　太郎（たろう）	－	－	新任　社外　独立

（注）上記取締役候補者の当社における現在の地位及び担当は、本招集ご通知提供時点のものであります。

候補者番号

1

鈴木（すずき） 歩（あゆむ）（1982年9月3日生）

所有する当社の株式数 ……533,763株
在任年数 ……9年7カ月
取締役会出席状況 ……33/33回

再任

［略歴、当社における地位］

2006年４月　株式会社リクルート（現　株式会社リクルートホールディングス）入社
2012年10月　株式会社リクルートマーケティングパートナーズ転籍
2015年４月　株式会社リクルートホールディングス出向
2016年５月　当社入社
2016年９月　当社執行役員就任
2017年３月　当社取締役就任
2020年９月　当社代表取締役社長就任（現任）
2024年１月　株式会社みずほココナラ 代表取締役就任（現任）
2024年６月　アン・コンサルティング株式会社（現 株式会社ココナラテック）取締役就任
2024年９月　株式会社ココナラテック 代表取締役就任
2026年11月　株式会社ココナラエリス 代表取締役就任（現任）
Acrosstudio株式会社 取締役就任予定

［重要な兼職の状況］

株式会社みずほココナラ　代表取締役社長
株式会社ココナラエリス　代表取締役社長
Acrosstudio株式会社　取締役（2026年11月就任予定）

取締役候補者とした理由

鈴木歩氏は、代表取締役社長として、経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も引き続き、強力なリーダーシップにより当社の経営を行うにふさわしいと判断して取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

小池　政秀（こいけ　まさひで）（1975年7月6日生）

所有する当社の株式数 ……126,500株
在任年数 ……2年
取締役会出席状況 ……33/33回

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位］

1998年4月	萩島商事株式会社(現AiiA株式会社) 入社
2000年 4 月	リンクメディア株式会社 入社
2000年10月	platform4e.com株式会社 入社
2001年10月	株式会社サイブロ 入社
2002年4月	株式会社サイバーエージェント 入社
2011年4月	株式会社AMoAd 代表取締役就任
2012年10月	株式会社サイバーエージェント 取締役就任
2013年10月	株式会社サイバーエージェント 常務取締役就任
2016年4月	株式会社AbemaTV 取締役就任
2020年10月	株式会社サイバーエージェント 専務執行役員就任
2021年12月	**gratch scaling株式会社 代表取締役就任（現任）**
2022年1月	**BusenaProduct株式会社 代表取締役就任（現任）**
2022年4月	株式会社サイバーエージェント 専務執行役員CSO就任
2023年1月	**ヘルスケアマーケティング＆テクノロジー株式会社創業 代表取締役就任（現任）**
2024年11月	**当社 社外取締役 就任（現任）**
2026年8月	**株式会社よりそう 社外取締役 就任（現任）**

［重要な兼職の状況］

gratch scaling株式会社　代表取締役
BusenaProduct株式会社　代表取締役
ヘルスケアマーケティング＆テクノロジー株式会社　代表取締役
株式会社よりそう　社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小池政秀氏は、サイバーエージェント専務執行役員／AbemaTV 取締役として、AmebaやABEMA含むメディアPFモデルや、ゲーム、公営競技などのスケールを担当。新規事業立ち上げや経営の観点から、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

※齋藤（さいとう）　太郎（たろう）（1972年11月24日生）

所有する当社の株式数 ……0株

新任

社外

独立

［略歴、当社における地位］

1995年４月　株式会社電通(現株式会社電通グループ) 入社
2005年５月　株式会社dof 設立 取締役就任
2009年６月　株式会社dof 代表取締役就任（現任）
2019年６月　フォースタートアップス株式会社 社外取締役 就任（現任）
2020年６月　株式会社ZOZO 社外取締役 就任（現任）

［重要な兼職の状況］

株式会社dof　代表取締役
フォースタートアップス株式会社　社外取締役
株式会社ZOZO　社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

齋藤太郎氏は、株式会社dofの代表取締役として、経営戦略・事業戦略の立案、サービス開発、マーケティング戦略の策定及びブランディングに関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、複数の上場会社の社外取締役としての経験も有しております。これらの経験と見識を活かし、独立した立場から当社の経営の監督を行っていただくとともに、当社の認知度向上やサービス開発を含む経営戦略への助言をいただくことで、取締役会の監督機能の一層の強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別利害関係はありません。
２．小池政秀氏及び齋藤太郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．小池政秀氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．当社は、小池政秀氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が選任された場合は、同氏との当該契約は継続し、齋藤太郎氏が選任された場合は、同氏と当該契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填され

ません。）。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

6．当社は、齋藤太郎氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。また、小池政秀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役 ３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地位	担　当	
1	矢冨（やどみ）　健太朗（けんたろう）	取締役（監査等委員）	－	再任　社外　独立
2	肥後（ひご）　結花（ゆか）	取締役（監査等委員）	－	再任　社外　独立
3	今村（いまむら）　健一（けんいち）	取締役（監査等委員）	－	再任　社外　独立

（注）上記監査等委員である取締役候補者の当社における現在の地位及び担当は、本招集ご通知提供時点のものであります。

候補者番号

1

矢富（やどみ）　健太朗（けんたろう）（1977年4月13日生）

所有する当社の株式数 ……6,000株
在任年数 ……9年7カ月
取締役会出席状況 ……33/33回

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位］

2004年12月	あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所
2017年3月	当社 常勤社外監査役就任
2022年1月	株式会社ココナラスキルパートナーズ 監査役就任
2022年11月	**当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）**
2023年2月	**南富士有限責任監査法人 パートナー就任（現任）**
2023年3月	株式会社Glocalist 社外取締役（監査等委員）就任
2023年7月	**株式会社Carry On 監査役就任（現任）**
2023年9月	株式会社ココナラエージェント 監査役就任
2023年9月	株式会社リーガルコネクト 監査役就任
2024年1月	**株式会社みずほココナラ 監査役就任（現任）**
2024年6月	アン・コンサルティング株式会社（現 株式会社ココナラテック）監査役就任
2024年9月	**アポロアドバイザリー合同会社 代表社員就任（現任）**

［重要な兼職の状況］

株式会社みずほココナラ　監査役
南富士有限責任監査法人　パートナー
株式会社Carry On　監査役
アポロアドバイザリー合同会社　代表社員

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

矢冨健太朗氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立した客観的な立場から、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

2

肥後（ひご）　結花（ゆか）（1979年8月21日生）

所有する当社の株式数 ……0株
在任年数……11年2カ月
取締役会出席状況 ……33/33回

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位］

2004年3月　株式会社リクルート入社
2011年11月　インクルージョン・ジャパン株式会社設立 代表取締役就任（現任）
2013年6月　株式会社リクルートマーケティングパートナーズ（株式会社リクルートより分社化）退社
2015年8月　株式会社ココナラ 社外監査役　就任
2018年4月　経済産業省 J-Startup 推薦委員就任（現任）
2021年8月　大阪大学大学院国際公共政策研究科　ESGインテグレーション研究教育センター 招聘准教授（非常勤）就任（現任）
2022年6月　株式会社フライヤー 社外取締役就任（現任）
2022年11月　当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2023年8月　株式会社ovgo 社外取締役就任
2024年1月　日本ベンチャーキャピタル協会 理事就任（現任）

［重要な兼職の状況］

インクルージョン・ジャパン株式会社　代表取締役
株式会社フライヤー　社外取締役
大阪大学大学院国際公共政策研究科　ESGインテグレーション研究教育センター　招聘准教授
日本ベンチャーキャピタル協会　理事

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

肥後結花氏は、インキュベーション事業を事業内容とする会社の経営者であり、経営における豊富な経験を有しており、独立した客観的な立場より、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

今村　健一（いまむら　けんいち）（1976年2月1日生）

所有する当社の株式数……15,000株
在任年数 ……2年
取締役会出席状況 ……33/33回

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位］

1999年４月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
2012年４月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）経営企画室長・人事統括室長就任
2021年４月	Zホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社、執行役員人事統括部長就任
2023年10月	**株式会社ispace入社、Chief People Officer就任（現任）**
2024年11月	**当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）**

［重要な兼職の状況］

株式会社ispace　Chief People Officer

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今村健一氏は、リクルートにおいて、制度設計を中心とした人事全般業務、ならびにホールディングス経営や海外事業の推進に携わった後、Zホールディングスの人事担当執行役員、ispaceのCPOを歴任しており、人事・経営企画分野における専門性を活かして、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
３．矢冨健太朗氏、肥後結花氏及び今村健一氏は、社外取締役候補者であります。
４．矢冨健太朗氏、肥後結花氏及び今村健一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ9年7カ月、11年2カ月、2年となります。
５．当社は、矢冨健太朗氏、肥後結花氏及び今村健一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合は、各氏との当該契約は継続予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．矢冨健太郎氏、肥後結花氏、今村健一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2025年11月26日開催の第14回定時株主総会において、金銭報酬として年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）とご承認いただき、今日に至っております。

当社は、事業の多角化に伴い、ブランディング等の知見を取締役会の監督及び助言に一層反映させるため、本総会において第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」により、社外取締役1名の増員を付議しております。前回のご承認は社外取締役1名を前提としておりましたが、この増員に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の合計金額の上限（年額150,000千円以内）は変更せずに、そのうち社外取締役分のみを年額30,000千円以内に改定させていただきたいと存じます。本議案は、取締役全体の報酬枠を増額するものではございません。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系及びその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定したものであり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は事業報告「３．会社役員の状況（５）取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、相当であると考えております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2022年11月29日開催の第11回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2025年11月26日開催の第14回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に支給する金銭債権の総額を年額100,000千円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年400千株以内とする改定についてご承認いただいております。

本制度に基づき対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、これまで「３年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間」としてご承認いただいておりました。今般、対象取締役が退任時まで当社株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、譲渡制限期間を「本割当契約により割当てを受けた日から、対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間」に変更したいと存じます。

なお、金銭債権の総額（年額100,000千円以内）、各事業年度において発行又は処分される当社の普通株式の総数（年400千株以内）及び１株当たりの払込金額の決定方法に変更はございません。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合、本制度改定前に譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、当該株式を保有する対象取締役の同意を得ることを条件に、同様に譲渡制限期間を変更いたしたく存じます。

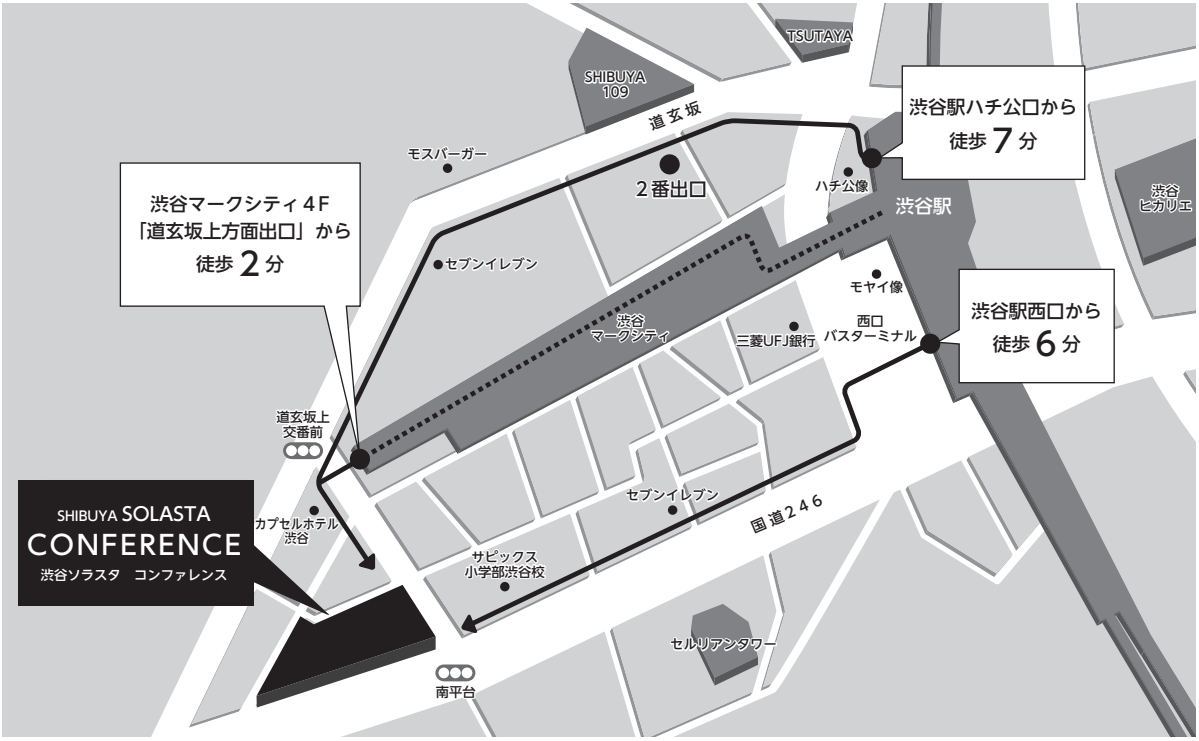
第１号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は１名となります。

本議案の内容は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、当該方針の内容は、事業報告「３．会社役員の状況（５）取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮し、指名報酬委員会の審議を経て決定しており、相当であると考えております。

以上

定時株主総会 会場のご案内

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４階
渋谷ソラスタコンファレンス
TEL 03－5784－2604



交通　渋谷駅西口から 徒歩６分
渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から 徒歩２分
渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩７分